

体育哲学において倫理学を「応用」する意味に関する検討 ：ジープ「具体倫理学」の価値概念に着目して

水島徳彦^{*1}・阿部悟郎^{*2}

An investigation on the meaning of "applying" ethics to the philosophy of physical education and sport
： Focusing on the value concept of Siep's "concrete ethic"

by

Naruhiko Mizushima, Goro Abe

Abstract

The purpose of this study is to critically examine "sport ethics" itself, which has been developed as applied ethics.

In the research area of the physical education philosophy, sports ethics has been argued about the relation "Ethics" as the basic term and "Physical education and sports" as the limited term. Therefore, the possibility and the limit that ethics can refer to physical education and sport are examined based on the concept of "Concrete ethics" which is the concept by Ludwig Siep. Specifically, this study will try to prove the meaning of applying ethics in physical education and sport by examining the value concept which is fundamental in ethics.

I. 緒言

体育¹⁾やスポーツにおける諸問題に直面したとき、人々は哲学的な問いへと誘われる。換言すれば、それは倫理的な問いへの接続でもある。このような体育哲学が扱う体育・スポーツに関連する倫理的諸問題について、一般に「スポーツ倫理

学」²⁾がそれらに応答しようとする学問であるといえる。この「スポーツ倫理学」は一般に「応用倫理学」として解釈されていることにおおよそ異論はないだろう。

ところで、応用倫理学 (applied ethics) とは一般に、「科学技術によりもたらされた自然・生命・

* 1 東海大学大学院体育学研究科博士後期課程

* 2 東海大学体育学部体育学科 (大学院体育学研究科)

生活の問題を解決するために 1970、80 年代に登場した学問領域」³⁾ であるとされる。盛永は応用倫理学について、「従来の倫理理論ではもはや解決不能なとき、科学技術によりもたらされた新しい事実や状況に対応する新しい倫理パラダイムを構築する学問」⁴⁾ であると述べる。この見解については、友添・近藤が「スポーツ倫理の研究は競技場内・競技場外を問わず、これまで存在した問題と並んで、新しい価値判断基準を要請する問題を生じさせている」⁵⁾ と指摘しているように、体育・スポーツ領域も同意している内容であるといえるだろう。つまり、科学技術の発達に伴う現代の生活における従来の倫理理論では解決しえない問題を解決するための現代の倫理学⁶⁾ が応用倫理学であり、それは体育・スポーツにおいても同様の事態である。

これらの点を踏まえるならば、応用倫理学としてのスポーツ倫理学は、新たな価値判断基準を要請するスポーツという限定詞に関して、倫理学という基底詞を「応用」する学問であるといえる。しかし、この倫理学を「応用」するというスタンスについて、これまで積極的に議論されてきたとはいえないだろう。それは、体育哲学領域において倫理学を「応用」するとは一体何か、という問いへと接続する。

同時に、この「応用」は人間の善悪のみを対象とする学問だけでは、ある種の限界が到来することを示唆している。それは、今日の体育・スポーツに関する倫理的問題がドーピングに関して議論されるような自然な身体としての論点や、スポーツと環境といった人間以外の外在的な自然という論点をも包括する問題として提起されていることからして、人間中心主義の *Anthropomorphismen*⁷⁾ 倫理学ではそれらの問いに太刀打ちできないことを暗示する。つまり、スポーツ倫理学という大枠を検討するとき、人間中心的な倫理学から一定の距離を保つことが要求されるのである。

この点について、今井は「ジープの具体倫理学は、人間ばかりに集中した倫理学からの転換をはかるもの」⁸⁾ であると評している。そこで、本稿ではジープ、L（以下、ジープ）の「具体倫理学

Konkrete Ethik」⁹⁾ という概念を下敷きに、体育哲学において倫理学を「応用」するとはどのようなものか、という問いに迫ってみたい¹⁰⁾。また、これら体育・スポーツに関する問題について、馬場が哲学的に『『価値論 (Axiology)』に属する」¹¹⁾ と指摘することや、友添・近藤が「新たな価値基準を要請する」と言及していることを踏まえるならば、やはりスポーツ倫理学の問題において価値に関する問題を看過することはできないだろう。

そこで、本稿では体育やスポーツという現象において倫理学を「応用する」とされてきた通俗的な解釈への問いを端緒に、その意味を再検討することを目的とする。その際、ジープの価値概念に関する議論を手がかりとしていく。

これらの問題について検討することは、スポーツ倫理学そのものの大枠を検討する一助となることが期待されると同時に、スポーツに倫理学を「応用」することのスタンスを探究するための研究として位置づけることができるだろう。

Ⅱ. 本論

1. 「具体倫理学」の位置づけ

はじめに、本節ではジープの「具体倫理学」の位置づけについて概観していく。ジープは『ジープ応用倫理学』出版以前に、「具体倫理学」の土台となる議論を、「倫理学と人間像 *Ethik und Menschenbild*」¹²⁾ という小論にて展開している。ジープによれば、近代以前と近代以後の倫理学において、人間と世界の価値観的な像と学問的な自然認識とがかつてなしていた一体が次第に解体されていったという¹³⁾。その理由を、ジープは哲学史と科学史との視点、さらに社会的なプロセスから分析し、「道徳の完全な私秘化 *völligen Privatisierung der Moral*」¹⁴⁾ によると指摘する。そして、このような今日の倫理学における問題について「人間とは何であり、また何が共通の価値 *Werte* なのか」という問題を避けて通ることはできない¹⁵⁾ と述べる。これらの議論の結論として、ジープは倫理学が事実と価値評価とを結合するような人間像 *Menschenbild* へとどうやっていたることができるのかという問題意識から、人間学

的な知と歴史的な経験を豊富に含んだ「具体的な倫理学 *konkrete Ethik*」を提案する¹⁶⁾。

そこで、次のような問いが起こるだろう。それは、「具体倫理学」と従来の「応用倫理学」の違いについてである。ジープは「具体倫理学」の要点として、次の三点から記述する。それは、第一に善と当為という普遍的な概念を善き世界 *guten Welt*¹⁷⁾の根本特徴へと具体化し、それらを自然倫理および文化倫理とその個別領域において特殊化するという一つのプロセス¹⁸⁾であり、第二に現実の経験世界が有する特定の特徴を問題にしているのであって、観念的領域 *idealen Sphäre*におけるアприオリ¹⁹⁾な概念や価値 *Werten*を問題にしているのではない²⁰⁾という点、第三に根本概念と普遍的基準の解明 *Explikation der Grundbegriffe und allgemeinen Kriterien*である最終段階は、狭義の具体倫理学であるということである²¹⁾。

注目すべきは第三の指摘である。確かに、ジープは「具体倫理学」と「応用倫理学 *angewandte Ethik*」は重なり合う領域が存在する²²⁾ことを認めたうえで、次のように「具体倫理学」について説明する。

具体倫理学の場合、普遍的な倫理原理の応用が問題になっているわけではない。それゆえ具体倫理学は、応用（あるいは「実践的 *praktischen*」）倫理学のテーマに対するもう一つのアプローチ²³⁾である²⁴⁾。

つまり、「具体倫理学」は普遍的な倫理原理の応用に拘泥することなく、善き世界について全体論 *Holismus*²⁵⁾から迫る企てであるといえるだろう。換言すると、「具体倫理学」は、抽象的な倫理学的原理の適用 *Anwendung*の方法ではなく、善の諸基準を経験 *Erfahrung*から具体化することが目指されるのである。

さらに、価値多元主義が前提となる現代の倫理学において、ジープは「具体倫理学では、理解しつつ（『記述的 *deskriptiven*』）同時に価値づける一つの態度において、人間と世界が語られるのである」²⁶⁾というように、「具体倫理学」では価値

の問題が一貫して論じられている。この点について、今井は「ジープが具体的ということに込めている内容として重要なのは、価値を含めているということである」²⁷⁾と指摘している。つまり、ジープの「具体倫理学」とは、観念論的領域におけるアприオリな概念や価値を問題にするのではなく、善の諸基準を経験から具体化しようとする一つのアプローチであるといえるだろう。

2. 「具体倫理学」における価値概念：価値と評価

先の馬場や友添・近藤による、体育・スポーツに倫理学を応用することに価値の問題がかかわるという指摘を踏まえるならば、ジープの価値に関する記述を追跡することが必要となる。そこで、本節ではジープが『ジープ応用倫理学』において、とりわけ価値について議論を展開する「第3章 価値と評価 *Werte und Bewerten*」²⁸⁾を手がかりにしていく。ただし、第三章で展開される議論は多岐に渡る内容であり、本稿においてそのすべてを網羅することはかなわない。そこで、善と価値の議論と、その評価について記述した第3章第1節と第2節を中心にその概念を追跡していくこととする。

はじめに、ジープの善と価値についての見解を確認していく。善と価値は、両者の類似性が所在するにもかかわらず、それらは一致せず、異なる外延をもつという²⁹⁾。ジープは両概念の差異を次のように説明する。

すなわち価値の概念には「善い *gut*」の概念にとって欠けているか、少なくとも外的な、ある構成要素がある。それは等価であること（*Äquivalenz*）である。したがって「これこれの価値があるもの」が、何か他のものへと代替可能、交換可能であるということは、善いの根源的意味には属していない³⁰⁾。

つまり、倫理的善の概念とは異なり、倫理的価値は価値序列に直接にかかわるものであるのだ。この点について、ジープは価値序列と類似的に善の序列も存在することは認めつつ、「善の倫理的概念は、第一には悪いものに関係するのであって、

より善いものあるいはより悪いものに関係するのではない」³¹⁾と指摘する。この見解は、善の量的な増減（程度）は直接に善いという倫理的意味には属さないという立場であるといえるだろう³²⁾。ここから、ジープは「具体倫理学」の課題と指針について次のように記述する。

しかし多くの善い、そして（それゆえ）価値のある性質が「善い」の倫理的意味に属することは疑いえない。それらの性質を認識し、記述し、積極的に評価し、基礎づけることは具体倫理学の課題である。したがって、具体倫理学においてはアプリオリな価値もしくは観念的な価値は問題ではない。多様性と正義とは確かに価値であるが、善き世界の局面としてそうなのである。しかしまた善き世界には、我々が価値あると認識し、あるいは経験することのできるはるかに具体的な諸性質も属している³³⁾。

そこで、ジープは上述のような価値にかかわる評価について、「記述的な *diskriptiv*」³⁴⁾様式が倫理学において要求されうると主張しつつ、以下の三つのテーゼ³⁵⁾を定立する。

- (1) 価値 *Werte* は記述 *Beschreibungen* と結びついている－記述と価値とを、あるいは事実 *Fakten* と価値 *Werten* とを厳密に区別することは避けられるべきである。
- (2) 事物、出来事、過程及び行為の評価的性質は現実的、客観的に認識可能である。それらは世界に投影 *projiziert* される主観的欲望 *subjektiven Wünschen* に由来しない。
- (3) 価値は「根源的 *ursprünglich*」であり、行為規範 *Hundlungsnormen* を生み出す。価値は規範の結果もしくは理由による正当化の結果ではなく、それらの基礎をなしている。価値はまた客観的規範 *objektiver Normen* の単なる主観的な補充 *subjektiv Ergänzung* でもない。

これらのテーゼを記述的に解明するために、ジープは複数の手続きによって整理する。それは、「価値」そのものの記述から着手される。人々があるものに対して価値を見出すというとき、価値はある事象やケースを判断する第三者のパースペクティブから、または、ある存在がある状態または出来事を「善い *gut*」あるいは「肯定的 *positiv*」であるとみなされる³⁶⁾。このような価値³⁷⁾は間接的 *indirekt* でも直接的 *direkt* でもあり、それは行動 *Verhalten* から明らかになるという³⁸⁾。このような価値の評価に関する問題について、道具的価値と内在的価値 *instrumentellen und intrinsischen Werten* の区別は周知であるが、相互に排除しあうカテゴリーが問題になっているのではない³⁹⁾。つまり、道具的価値だけでなく、有機的あるいは内在的価値も、それがあるものにとって善い、またはあるものについて善いと評価され、そのあるものにかかわるという「価値の関係構造」⁴⁰⁾が帰結するのである。

そのうえで、価値のある事態が現実の評価する主体へとかかわる単純な関係に限定するとすれば、倫理学にとって重要な特徴が以下のように示されるという。その特徴とは、これら価値の性質として、ジープは「〔価値の〕担い手の性質と『感覚する者』の性質との間の関係」⁴¹⁾という基礎的関係を前提としつつ、価値関係は「個人の、固有の評価するパースペクティブから、もしくは第三者のパースペクティブから知覚されうる」⁴²⁾という⁴³⁾。

また、これらの価値づけには様々な段階があることも指摘される。それは対象や状態、態度のとり方の評価のほか、自他における間接的あるいは直接的な評価または価値行動 *Wertverhalten* そのものを評価することができ、この評価は、感情によって表現されるものか直接的に「反省的な *reflexives*」価値判断によって表現されるという⁴⁴⁾。そして、これらの価値に対する評価について、次の点に注意を促している。

ある価値の「高さ *Höhe*」あるいは重要さの尺度はさまざまである。「より高い *höher*」というのは、ある文化の価値体系の内部でよ

り普遍的な *allgemeiner*、より反省的な *reflektierter*、より意義のある *bedeutender*、より中心的な *zentraler*、等を意味しうる。さまざまな序列をなす諸価値の複合体ないしは体系の枠内でのあらゆる規則の中で価値づけは生じる⁴⁵⁾。

上述のような、評価する主体の評価 *Bewertung* や価値知覚 *Wertwahrnehmung* を踏まえ、ジープは倫理学にとって重要な二性質を提示する。それは、第一に「評価する主体はその対象に能動的にも受動的（受容的）にもふるまう」⁴⁶⁾ ということであり、第二に「少なくとも意識的な評価は記述的要素と評価的要素の両方をもつ」⁴⁷⁾ ということである。これらの価値と評価についての議論を経て、ジープは現代の行為理論や動機理論、価値理論について「知覚と評価がもつ選択的な性格についてしばしば単純すぎる考えをとっている」⁴⁸⁾ と次のように批判する。

こうした考え方は、二つの問題ある前提という病にかかっている *krankt*。第1に、この考え方はある世界 *eine Welt* を前提している。…中略…第2の疑わしい前提は、価値と動機を全面的に評価する生物の欲望と努力とに依存させているということにある⁴⁹⁾。

つまり、価値の認識は世界の経験的な記述および説明と不可分なのである。このような価値の認識は、倫理的な価値や、善のような傑出した価値さえも該当するという。つまり、善がそれ自体で、あるいは全体と関連づけられて価値があることである場合、それは価値のある世界の記述によってのみ説明が可能となるのである。そこで哲学的倫理学は、さしあたり枠組みの表象のみを展開させることが可能であるという限界に直面することになり、ジープによれば、この枠組みの表象は諸科学の助けを得て埋められるという⁵⁰⁾。

3. 体育哲学に倫理学を「応用」とは

体育哲学の範疇である体育・スポーツに倫理学を「応用」というとき、馬場が価値論に属す

る問題であると述べたことや、友添・近藤がスポーツ倫理の諸問題において新たな価値基準が希求されると指摘したことを踏まえるならば、体育・スポーツの諸問題について論じるとき、哲学的あるいは倫理的な価値について、いかなるスタンスからそれらを論じることが可能となるのだろうか。先にみたように、そもそも応用倫理学は従来の倫理理論では解決しえない問題を解決するための倫理学である。換言すれば、それは体育・スポーツにおける従来の倫理や価値論では解決しえない問題を解決しようとする試みであるだろう。

上述の試みが、ある種の説得力をもつためにはどのような見地に立てばよいのだろうか。本稿では、ジープの具体倫理学の概念を下敷きに、反省的思考に基づいて「現実を十分に分析しないで観念的な世界観の形成に耽ることをやめること」⁵¹⁾ という友添・近藤の見解からアプローチしていく。

ところで体育・スポーツにまつわる現実には、いったいどのような問題が生起しているのだろうか。ここでそのすべてを列挙することはかなわないが、たとえば暴力、アスレティズム、スポーツパーソンシップ、ドーピング、ナショナリズム、商業主義、勝利至上主義、特待生問題、ジェンダー、スポーツと環境など、それらの問題の多様さは数限りない。これらの諸問題について、体育哲学に倫理を「応用」するとき、いかなるスタンスから論じることが可能であるのかという点が肝要である。

そこで、具体的に体育・スポーツにかかわる倫理的内容について焦点化を試みる。たとえば、「体育」について検討するとき、それらは媒介項としてのスポーツを介在するだけでなく、教育の一部としての体育⁵²⁾ として語られることもある。ともすると、その教育は社会に接点をもつものであり、その社会は日本だけでなく、欧米、アジア、アフリカなど様々な国々へと接点をもつ。これらはごく一部に過ぎないが、「体育」ひとつに絞ってみても、上述のような樹系図的な拡張性を含みもつ。このことはスポーツにおいても同様であり、たとえば、ドーピングについては医学に、スポーツと環境の問題においては自然とも接点を有する。

ところで、体育・スポーツに倫理を「応用」す

るといった際、これが体育・スポーツにかかわる価値の問題を論じている点に注意を払わなくてはならない。この価値については、善悪の問題、あるいは体育の教育的意義を問うものや、スポーツそのものの本質に迫ろうとするものなど、さまざまな文脈が想定される。そこで思い起こされるのは、現代の倫理にかかわる内容あるいは解釈が価値多元主義によって下支えされているという点である。そこでは、かつての世界のように神によって示された絶対的な善が前提されているわけではない。無論、それは体育・スポーツに関する議論も例外ではない。それゆえ、体育・スポーツにかかわる価値にまつわる応用倫理学において、より多角的かつ実践的な態度が希求される。また、ジープが従来の「応用倫理学」について類似性を認めたうえで現実の経験世界が有する特定の特徴について、すなわち実践的あるいは具体的な倫理学のテーマにアプローチしようとする態度は、多様な価値に接点を有する体育・スポーツの価値に関わる問題においても意識されなくてはならないだろう。

このような現実を直視するならば、今日の文脈で語られる善悪の問題でさえ、ジープが「善がそれ自体で、あるいは全体と関連づけられて価値があることである場合、それは価値のある世界の記述によってのみ説明可能である」⁵³⁾と述べたように、そこにはある世界が前提されていなければならない。ジープの提出した概念によれば、それは「善き世界」である。ただし、この「善き世界」は、「人間が人間以外の存在との連関で生き出合い経験する歴史的プロセスのなかで部分的に実現されてきた価値像の包括的総体なのである」⁵⁴⁾と木村が評するように、ジープの具体倫理学においては、歴史的経験の蓄積が前提とされた評価的世界像が問題となる。この世界像は、たんなる一方向的な演繹とは異なり、具体化の過程において相互的往還過程が保持されていなければならない⁵⁵⁾。また、そのような世界においては、アブリオリな価値や観念的な価値は問題ではなく、それらは「善き世界」の局面として価値が見いだされるのだという。

先にも確認したように、この体育・スポーツと

いう世界像は、もはやそれ自体が独立項ではありえない。つまり、体育・スポーツの倫理を構築しようとしたとき、単にそのものだけの観念的な倫理を構築することにはもはや限界が生じているのである。換言すれば、「体育・スポーツ」という世界における善や価値を記述するときに、「体育・スポーツ」という価値を携える世界像は、常に単一の評価者（体育・スポーツ的人間中心主義ともいえる）によってのみでは価値の記述をなしえないのである。そこでは、固定化されたものではなく、ある種のゆらぎのような相互的往還関係のなかの価値の問題として、すなわち「善き世界」の局面の価値の議論である点を積極的に引き受けるスタンスが求められるといえるだろう⁵⁶⁾。

Ⅲ. 結語

本稿は、新たな価値判断基準を要請するスポーツという限定詞に関して、倫理学という基底詞を「応用」する学問である体育哲学にまつわる応用倫理学について、倫理学を「応用」とはどのようなことか、という問いからはじまった。この問いは、紛れもなく価値に関する問題と無縁ではない。また、新たな価値判断基準を要請する現代の倫理について人間中心主義では語りつくせないことから、人間中心主義から一定の距離を保つ必要が前提された。そこで体育哲学に倫理を「応用」ということのスタンスを探究すべく、ジープの「具体倫理学」の、とりわけ価値概念に関する議論を参照した。

ジープによれば、人間が人間以外の存在との連関経験する歴史プロセスの蓄積による評価的世界像である「善き世界」の局面として価値が記述可能であるという。換言すれば、それらの価値は全体論としての世界の関係構造によって記述可能となるということである。このような「具体倫理学」では、アブリオリな価値や観念的な価値は問題ではない。ただし、このことは原理的な価値を直ちに棄却するものではないことには注意しなければならない⁵⁷⁾。

そこから体育哲学について倫理を「応用」というスタンスに迫るうえで、現実の問題からアプローチを試みた。今日、体育・スポーツにかか

わる現実とは独立項として存在するではなく、有機的あるいは無機的であるかを問わず、多様な価値を前提した存在と樹系図の広がりを見せる接点をもつことが確認された。そのような位置づけにおいて体育・スポーツに関する具体的（実践的）な価値を論じるとき、体育・スポーツのみから観念的に価値を提出することには、限界が到来しているのである。ゆえに「善き世界」の局面（相互的往還関係のなか）の価値として、経験から記述的に具体的な価値を検討するというスタンスが求められることが示唆された。

最後に本稿の限界を示しておく。本稿で扱ったのは、ジープの「具体倫理学」にかかわる議論の一部に過ぎない。それゆえ、上述のスタンスについては暫定的に提出するにとどまらざるをえない。また、ジープが「具体倫理学」として提出した概念については、発展途上の議論である点や、ハンス・ヨナス^{5 8)}の著作と比して倫理の原点を求める立場が希薄であるという批判もなされている^{5 9)}。また、ジープは「善き世界」という相互的往還関係が可能なある種流動的ともいえる世界を前提としているが、この世界でさえも、何かしらの記述的価値に依存しなくてはならないという点において少々歯切れが悪いといえるだろう。

とはいえジープが人間中心主義の倫理から距離をとり、より実践的（具体的）な倫理を標榜することは体育哲学に倫理学を「応用」というスタンスを考察するにあたり、一石を投じうる可能性は十分にあるだろう。これらの限界を自覚しつつ、今後の研究の課題としたい。

註および引用・参考文献

- 1) ここでの「体育」とは、佐藤の体育論に依拠したものである。それは、スポーツを媒介項とした教育的営み（関係概念）を指し示す（佐藤臣彦（1993）身体教育を哲学する－体育哲学叙説－，北樹出版，p.216.）。このような「体育」は実体概念としての「スポーツ」とは異なる意味で、あるいは重なり合うように倫理的な問題状況を生起させる。本稿では、この「体育」「スポーツ」を媒介する教育的関係の詳細については立ち入らない。さしあたり、「スポーツ」という営みを通じて生起する倫理的問題」を

「スポーツ倫理」に関する問題として取り扱うこととする。

- 2) 「スポーツ倫理学」に関連する学術団体について、日本ではたとえば、「日本体育・スポーツ・健康学会 体育哲学専門領域」や「日本体育・スポーツ哲学会」などの学術団体が主題的にその問題へとアプローチしているといえるだろう。さらに、「スポーツ倫理学」に関連する文献などを含めると限りない蓄積があるといえる。
- 3) 盛永審一郎：浅見昇吾・盛永審一郎 編（2013）教養としての応用倫理学，丸善出版株式会社，p.2.
- 4) 盛永審一郎（2013）上掲書，p.2.
- 5) 友添秀則・近藤良享（1991）スポーツ倫理学の研究方法論に関する研究，体育・スポーツ哲学研究，13-1：39.
- 6) このような現代の倫理学における特徴について、加藤は脱宗教的性格、市場経済の原理、多数決の原理をあげている（加藤尚武（1997）現代倫理学入門，講談社，p.4.）
- 7) Ludwig Siep（2004）Konkrete Ethik: Grundlagen der Natur- und Kulturethik, suhrkamp taschenbuch wissenschaft, S.188. // L. ジープ（2004/2007）ジープ応用倫理学，丸善出版，p.160.
- 8) 今井道夫（2007）ルートヴィヒ・ジープの『具体倫理学』について Über „Konkrete Ethik“ Ludwig Siep, ぶらぐしす，9：21.
- 9) ジープの「具体倫理学」という概念が提出されるのは、以下の文献によってである（：Ludwig Siep（2004）Konkrete Ethik: Grundlagen der Natur- und Kulturethik, suhrkamp taschenbuch wissenschaft, S.396. // L. ジープ（2004/2007）ジープ応用倫理学，丸善出版，Pp.338.）。ただし、ジープが「konkrete Ethik」というとき、その訳出において、「具体倫理学」というように固有の概念として訳出される一方で、形容詞として「具体的な倫理学」として訳出されることもある。本稿では、訳本の表現に従って、上述の翻訳の違いを記述している。
- 10) 本稿にて参照するジープの著作は、主に次の二つである。【①Ludwig Siep（2004）Konkrete Ethik: Grundlagen der Natur- und Kulturethik, suhrkamp taschenbuch wissenschaft, S.396. //L.

- ジープ (2004/2007) ジープ応用倫理学, 丸善出版, Pp.338. ② L. Siep (1999/2013) Ethik und Menschenbild: Moral und Gottesbild Aufsätze zur konkreten Ethik 1996-2012, mentis/Münster, S.47-68. //ルートヴィヒ・ジープ (1999/2002) 倫理学と人間像: ドイツ応用倫理学の現在, ナカニシヤ出版, pp.4-31.】以下、それぞれの文献の引用箇所については、①については「KE」、②については「EuM」と文献名を略記したうえで、それぞれ原典及び邦訳書のページ数を記載する。
- 1 1) 馬場哲雄 (1979) スポーツの倫理学的研究—先行研究の検討を中心に—, 体育・スポーツ哲学研究, 1: 23.
- 1 2) EuM, S. 47-68. //pp. 4-31.
- 1 3) EuM, S. 50. //p. 8.
- 1 4) EuM, S. 53. //p. 12.
- 1 5) EuM, S. 62. //p. 23.
- 1 6) EuM, S. 63. //p. 25.
- 1 7) EuM, S. 67. //p. 30.
- 1 8) ジープが具体倫理学において全体論的な「善き世界」について語る時、それは不動の実体として君臨しているような前提ではない。むしろ、現実とのかかわりを欠落させた理想ではなく歴史的に形成された価値の総体（どこまでも歴史的経験のなかで形成されたもの）にほかならない。そのとき、ジープが歴史的に前提していることは「ギリシア的伝統からいえば『コスモス』であり、ユダヤ・キリスト教的伝統からいえば「創造」、すなわち、神によって創造された善き秩序であることを強調する」ことであるという。このような「善き世界」は「個々人の経験、とりわけその累乗としての歴史的経験が重要な役割を演じる『評価の世界像』」なのである。(木村博 (2007)『善き世界』の具体化と総連関主義: Die Konkretisierung der “guten Welt” und der Holismus, ふらくしす, 9: 6.)
- 1 9) KE, S. 20. //p. 11.
- 2 0) 「アプリオリ」とは概念（観念）あるいは言明（命題、判断）に関して行われる区別であり、〈経験に先立つ〉という意味で使用されており、「先天的」という訳語が付されることもある。(廣松渉 他編 (1998) 哲学・思想事典, 岩波書店, p. 31.)
- 2 1) KE, S. 20. //p. 11.
- 2 2) KE, S. 20. //p. 11.
- 2 3) KE, S. 20. //p. 11.
- 2 4) ジープの目する「具体倫理学」が、自然倫理と医療倫理に置かれる (KE, S. 20. //p. 11.) とはいえ、今日の体育・スポーツにおける倫理的諸問題が「1. 緒言」にて触れたように、ドーピングやスポーツと環境という問題を含むものとして思案されなければならないとすれば、「具体倫理学」という概念が体育・スポーツの倫理的諸問題と無縁であるとは言い切ることはできないだろう。
- 2 5) KE, S. 20. //p. 11.
- 2 6) ジープはこの全体論について、①内容的 (inhaltlich)、②方法的 (methodisch)、③評価的 (evaluativ) かつ規範的 (normativ)、④存在論的 (ontologisch) 全体論の区分から分類する。(KE, S. 19-21. //pp. 10-11.)
- 2 7) KE, S. 9. //p. 10.
- 2 8) 今井道夫 (2007) 前掲論文, 22.
- 2 9) KE, S. 124-185. //pp. 103-157.
- 3 0) KE, S. 125. //p. 104.
- 3 1) KE, S. 126. //p. 105.
- 3 2) KE, S. 126. //p. 105.
- 3 3) このことから分かるように、ジープは功利主義の理論は倫理的な善の概念からは導出しえないという立場をとる。また、善き世界についても、最大限の善を表現する必要はないという。(KE, S. 126. //p. 105.)
- 3 4) ジープの具体倫理学において、「記述的」といわれるとき、それは「単に記述のみではなく、科学的な（そのあらゆる形態における）解明まで」が含まれているという (KE, S. 19. //p. 10.)。つまり、事実は記述のみではなく、理論や説明などによっても捉えられることに留意した意味での「記述」である。また、ジープが「記述的」というとき、それは現代メタ倫理学における「規範的-記述的」という対置に従いながら、従来の倫理学への理論的な接近方法として提示されている (KE, S. 126. //p. 105.)。
- 3 5) KE, S. 126. //p. 105.
- 3 6) KE, S. 127. //p. 106.
- 3 7) KE, S. 127. //p. 106.

- 3 8) 信念においても、最も明確には価値判断において表現されるという。そして、この信念は、通常、信念の形をとり、「x にとって y は（必ずしも y は判断者自身とは限らない）にとって価値がある」という評価基準である。(KE, S. 127-128. //p. 106.)
- 3 9) ある全体の部分の価値、あるいはある出来事とその結果の価値は、この区別のどちらかに分類されなくてもよいという。それゆえある構成要素が複合体の価値に、または善さに寄与することは、構成的な寄与でありうるのである。(KE, S. 128. //p. 107.)
- 4 1) このような関わりは、有機体もしくは合目的配列が存在するところでは、全体に寄与することであり、内在的価値の場合でさえ、評価を行う可能的又は現実的な主体への関係が存在する。ただし、このことは価値ある対象や出来事が評価する主体によってはじめて価値を受け取ったということの意味しない。この点について、ジープは進化の過程を例としてあげる。特定の植物にとってはディノサウルスの絶滅は善いことであったが、このことは百万年後になってはじめて認識されたのである。つまり、百万年後に明らかに価値関係を記述したものの存在以前に、植物とディノサウルスの価値を伴う関係は確かに存在していたのである。(KE, S. 128-129. //p. 107.)
- 4 2) KE, S. 129-130. //p. 108.
- 4 3) KE, S. 130. //p. 108.
- 4 4) ただし、ジープは「基礎と付随する評価的性質との関係が、さらにどのように規定されうるのか」という問いをここでは追求することができない」という(KE, S. 131. //p. 109.)。この点について、「性質に関するある種の『二側面説』を展開するか、独自の価値諸性質を採用するか、のいずれかが可能であると付している。(KE, S. 131. //p. 109.)
- 4 5) ただし、この関係における関係項の意義は多義的であり、また、この関係項がどのような存在論的資格をもち、評価的な性質が自然の性質に対してどのような関係にあるのかという難問が存在する点にジープは自覚的である。たとえば、ジープは、自身の母語であるドイツ語の記述の性質を踏まえながら、ジープは x が y にとって価値があるとみなすことができるのは「x と y についての対応する評価的な性質という場合か、評価的な性質が付随する (surpervenieren) そのつどの自然的基礎をいう場合」のいずれかであると結論する。(KE, S. 131-132. //pp. 109-110.)
- 4 6) KE, S. 131. //p. 110.
- 4 7) KE, S. 132. //p. 110.
- 4 8) KE, S. 132. //p. 111.
- 4 9) KE, S. 133. //p. 111.
- 5 0) KE, S. 135. //p. 113.
- 5 1) 友添秀則・近藤良享(1991) 前掲論文, 51.
- 5 2) このことは、佐藤が「教育」の関数的定義を下敷きに「体育」の関数的定義を試みたように、「体育(身体教育)もまた、それ自体が身体性という限定詞を伴うものの、根底においては『教育』に他ならない」とすることができる。(佐藤臣彦(1993) 前掲書, pp. 215-216.)
- 5 3) KE, S. 135. //p. 113.
- 5 4) 木村博(2007) 前掲論文, 6.
- 5 5) 木村博(2007) 上掲論文, 6.
- 5 6) この実践に「応用」というスタンスにおいて、佐藤の次の指摘について看過されるべきものではないという点については留意しておかなくてはならない。佐藤は、「あくまでも方法的な手順としてのものであって、『原理論の構築』という課題は、この知的な批判という営為なしには不可能といわねばならないのである。また逆に『原理論』が存在しないのであれば、現状に対する有効な批判もなし得ないだろう。批判しようにも、そのための立脚点を定められないからである。つまり、哲学における現状批判と原理論の構築とは、双方が互いを必要とする相互連関のもとにあって、それぞれが孤立することは、本来的にありえないはずなのである。」(佐藤(1993) 前掲書, pp. 13-14.)
- というように、原理論と実践の相互連関を論じている。この点についてジープの議論を振り返ってみると、ジープ自身が実践にかかわる具体的な倫理を目指していることは事実ではあるものの、ジープ自身が倫理的な原理論を軽んじているわけではない、ということである。たとえば、『ジープ応用倫理学』の緒論において、プラトンやアリストテレスの哲学を下敷きに議論を展開していることや、また、本稿で扱った第3章における「規範」

の議論において、カント哲学（あるいは倫理学）の「理性 Vernunft」への批判に労力を費やしていることからみても、ジープが原理論的な、あるいは規範的な倫理学を軽んじているわけではないのである。そのうえで、ジープが実践的な（具体的な）倫理学を目指すうえで、相互的往還関係を全体論から企図している点に、『ジープ応用倫理学』の意義があるといえるだろう。

57) この点については『ジープ応用倫理学』の緒論第2節の「内容的」に関する議論において示されている。(KE, S. 21-23. //pp. 12-13.)

58) 今井道夫 (2007) 前掲論文, 27.

59) ハンス・ヨナス (Hans Jonas 1903-1993) は、アメリカを中心に活躍したユダヤ人哲学者である。以下、ヨナスの哲学的業績に関する記述を引用する。「彼は、デカルトの自然と精神の二元論に反対し、自然と精神の一元論的観点から声明を存在論的に捉え、また、ベーコンに始まる自然支配を理想とする進歩主義的な近代技術文明の破局を防ぐべく、未来の世代への義務を謳う倫理思想を展開した。」(廣松渉 他編 (1998) 哲学・思想事典, 岩波書店, p. 1643.)